



選挙に行こう！

参議院議員通常選挙

7月21日(日)

投票時間 7:00～20:00 (大島・別子山地区は7:00～18:00)

選挙管理委員会事務局 ☎ 65-1311 ☎ 65-1641

▼新居浜市で投票ができる人

次の①～③に該当し、ア・イのいずれかに該当する人です。

① 日本国民であること

② 投票日現在において満18歳以上であること(平成13年7月22日以前に生まれた人)

③ 公民権を停止されていない人

⑦ 新居浜市に住民票を作成した日以降、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人

① 新居浜市に住民票を作成した日以降、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されていた人で、他の市町村に転出後4カ月が経過しておらず、かつ転出先の選挙人名簿にまだ登録されていない人

能です。

① 市役所1階ロビー

7月5日(金)～7月20日(土)

8時30分～20時

② 別子山支所

(別子山地区の人のみ)

7月13日(土)～7月19日(金)

8時30分～18時

③ 新居浜高専

(図書館棟1階談話室)

7月17日(水)、7月18日(木)

14時30分～18時

▼投票所入場券

1人につき1枚を公示日(7月4日(木))以降、世帯ごと封筒で郵送します。自分の入場券を確認の上、投票所へ持参してください。紛失した場合は投票所で再発行できません。当日投票所で職員に申し出てください。

▼選挙公報について

選挙公報は、7月12日(金)ごろの新聞折込(愛媛・朝日・読売・毎日・日経・産経)のほか、市内公共施設、新聞店で配布します。なお、選挙公報の個別配布を希望する人は、選挙管理委員会までご連絡ください。

絡ください。

▼投票所の変更について

第9投票区投票所が変更になります。

(変更前) 生涯学習センター
若宮学習館

(変更後) 若宮保育園(地区)
新田町1～3丁目、惣開町、磯浦町、新居浜市乙618番地1

▼不在者投票のご案内

●病院などに入院・入所中の場合
県選挙管理委員会から指定を受けている病院などに入院・入所中の場合は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

●仕事などで他の市区町村に滞在している場合
新居浜市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会へ投票することができます。ただし、滞在先で投票した投票用紙が投票日当日に新居浜市に到着している必要があるため、早めに投票を済ませてください。

「投票用紙等請求書兼宣誓書」は各市区町村の選挙管理

(表1) 郵便等による不在者投票について

手帳などの種類	障がいの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症

委員会にあるほか、選挙管理委員会HP※からもダウンロードできます。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳などを持ち一定の障がいがある人、介護保険法による「要介護5」の人で、自分で投票の意思表示ができる人は、自宅などで投票して郵送する不在者投票ができます(表1)。自書が必要ですが、障がいの程度により代理制度もあります。なお、7月17日(水)までに手続きが必要です。

※ URL: <http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/senkan/>